

## 指定医療等

---

- ◆ 保険医療機関
- ◆ 生活保護法指定医療機関
- ◆ 労災指定医療機関
- ◆ 被爆者一般疾病指定医療機関
- ◆ 難病医療費助成指定医療機関
- ◆ 身体障害者福祉法指定医

## 当院で満たす施設基準及び加算について

---

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 夜間早朝等加算               | 50点  |
| 電子的診療情報連携体制整備加算2（初診）  | 9点   |
| 電子的診療情報連携体制整備加算2（再診）  | 2点   |
| 物価対応料（初診）             | 2点   |
| 物価対応料（再診）             | 2点   |
| 運動器リハビリテーション（Ⅰ）       | 185点 |
| 運動器リハビリテーション（Ⅲ）       | 85点  |
| 処方箋料                  | 60点  |
| 一般名処方 1. 2品目以上        | 8点   |
| 一般名処方 2. 1品目          | 6点   |
| 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（初診）   | 23点  |
| 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（再診）   | 6点   |
| 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 2（初診） | 16点  |
| 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 2（再診） | 2点   |
| 二次性骨折予防継続管理料 3        | 500点 |
| 小児運動器疾患指導管理料          | 250点 |



## 夜間早朝等加算について

---

診療時間内であっても、下記の時間帯に受付された場合は、初診料もしくは再診料に 50 点を加算させていただきます。

平日 18 時以降に受付された方  
土曜 12 時以降に受付された方

| 負担割合 | 負担金   |
|------|-------|
| 3 割  | 150 円 |
| 2 割  | 100 円 |
| 1 割  | 50 円  |

該当時間に受付されたすべての方が対象となります。

## 電子的診療情報連携体制整備加算について

---

当院は、質の高い医療を提供するため、医療デジタルトランスフォーメーション (DX) を推進し、以下の体制を整えています。

- ・オンライン資格確認について  
マイナ保険証 (マイナンバーカード) の利用や健康保険証の情報をを用いた、オンライン資格確認システムを導入しています。
- ・電子処方箋の発行について  
電子処方箋を発行できる体制を整えており、お薬の重複投与や併用禁忌 (飲み合わせの悪い薬) の確認などより安全な処方に努めています。
- ・診療情報の活用について  
患者様から同意をいただいた場合、他の医療機関で受診された際の情報を確認・活用し、より適切で一貫性のある質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

## 物価対応料について

---

近年のエネルギー価格や物価、医療材料費等の高騰に伴い、医療機関の安定的な運営と質の高い医療を継続して提供するため、令和 8 年 (2026 年) 6 月の診療報酬改定において「外来物価対応料」が新設されました。

当院では、外来を受診される患者様を対象に、以下の通り所定の費用を加算させていただきます。



## 運動器リハビリテーション料について

---

当院では、運動器リハビリテーション I の施設基準を満たしています。  
理学療法士によるリハビリテーション、物理療法を用いたリハビリテーションを実施しています。

## 当院でのお薬の処方について

---

当院では、お薬の商品名を指定せず、有効成分の名称（一般名）により処方箋を交付することがあります。  
有効成分の名称（一般名）により処方箋を交付することにより、医薬品の供給が不安定な状況でも、円滑にお薬が受け取れます。  
また、同じ成分であれば、薬価が低い商品を調剤することが可能となり、医療費の軽減にもつながります。

## 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

---

後発医薬品とは、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。  
後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金を調剤薬局さんでお支払いいただきます。  
通常を1～3割の患者さま負担に加え、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金（+消費税）をお支払いいただきます。  
後発医薬品の積極的なご利用をお願いいたします。

## ベースアップ評価料について

---

当院では、医療現場で働くスタッフの賃上げを実施するため、ベースアップ評価料を算定しております。  
このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、スタッフの賃上げに全て充てられます。  
ご理解くださいますようお願いいたします。

## 二次性骨折予防継続管理料について

---

当院では、大腿骨骨折を経験された患者様に対し、再び骨折してしまうこと（二次性骨折）を予防するための専門的な骨粗鬆症（こつそしょうしょう）治療および継続的な管理を行っています。

厚生労働省が定める施設基準を満たし、以下の体制で診療を行っています。

・継続的な骨粗鬆症の治療と評価

ガイドラインに基づき、骨密度測定や血液検査等による定期的な評価を行い、患者様一人ひとりに適したお薬の処方や治療を行います。

・多職種連携によるサポート

医師、看護師、理学療法士、近隣の薬剤師等のスタッフが連携し、お薬の継続的な服用へのサポートや、転倒を予防するためのリハビリテーション指導などを総合的に実施しています。

骨折を未然に防ぎ、安心して日常生活を送っていただけるよう、全力を尽くしてまいります。



# 小児運動器疾患指導管理料について

---

当院では、成長期にあるお子様の健全な発育を支えるため、小児の運動器疾患（骨・関節・筋肉などの病気やケガ、学校健診等での指摘、スポーツ障害など）に対する専門的な指導・管理体制を整えています。

厚生労働省が定める施設基準に基づき、以下の通り算定を行っております。

- ・対象となる患者様

20歳未満のお子様で、運動器疾患（脊柱側弯症、四肢の変形、成長に伴う痛み、スポーツによる運動器の障害など）に対して、継続的な指導・管理が必要と医師が判断した患者様。

- ・当院の体制

日本整形外科学会が認定する「整形外科専門医」が在籍しており、個々の状態に合わせた適切なリハビリテーション指導や、日常生活・スポーツ活動における専門的な管理を行っています。



# 自費料金一覧表

---

当院では、健康保険の療養に該当しない保険外負担の料金について、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

| 品名            | サイズ | 1つあたりの料金(税込み) |
|---------------|-----|---------------|
| 三角巾           | 小 S | 300 円         |
|               | 中 M | 400 円         |
|               | 大 L | 400 円         |
|               | LL  | 500 円         |
| 弾性包帯          | 2号  | 200 円         |
|               | 3号  | 300 円         |
|               | 4号  | 300 円         |
| ギプスカバー        |     | 100 円         |
| アームスリング       |     | 1300 円        |
|               |     | 円             |
| 診察券再発行代 3回目以降 |     | 50 円          |
| PFC-FD (片)    |     | 183000 円      |
| PFC-FD (両)    |     | 366000 円      |
| PFC-FD 検査代    |     | 15000 円       |
| インソール         |     | 6000 円        |





## 個人情報の取り扱いについて

当院では、患者さんその他の関係者の個人情報につきまして、「個人情報保護に関する法令」及び個人情報委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守して、個人の人格尊重の理念の下に、個人情報の保護を適切に取り扱います。

### 《当院における個人情報の利用目的》

#### ■ 当院での医療サービスの提供

- ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務等の委託、その他の業務委託
- ・ ご家族等への病状説明

#### ■ 診療費請求のための事務

- ・ 当院での医療・介護
- ・ 労災保険、公費負担医療に関する事務及びその委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・ その他、医療・介護・労災保険、及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

#### ■ 当院の管理運営業務

- ・ 会計・経理
- ・ 医療事故等の報告
- ・ その他、当院の管理運営業務に関する利用

#### ■ 企業等から委託を受けて行う健康診断等における結果の通知など

#### ■ 医師賠償責任保険等に係る保険会社への相談など

#### ■ 外部監査機関への情報提供

上記の利用目的については、お申し出がない場合は、同意をしていただいたものとして取り扱わせていただきます。

個人情報に関わるご相談等については、当院の受付までお申し出ください。

なお、ご本人のお申し出により同意及び留保はいつでも変更できます。

